

令和 7 年度北薩摩観光物産展等企画・運營業務委託仕様書

1 業務委託の名称

令和 7 年度北薩摩観光物産展等企画・運營業務委託

2 契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 19 日（木）

3 業務目的

鹿児島県北薩地域の 5 市町（阿久根市、出水市、薩摩川内市、さつま町、長島町）では、大将季、紅甘夏、ばれいしょなどのかごしまブランドや鶏肉、ブリ、早掘りたけのこなどの安心・安全で豊富な「食」のポテンシャルを有している。

また、北薩地域は、県北西部に位置しており、全長 137km の九州有数の河川である川内川が流れ、断崖絶壁が広がり恐竜の化石が採掘される「太古の地球を感じる宝の島」をテーマとする甑島、東シナ海に面した風光明媚な海岸線、黒之瀬戸海峡の渦潮やラムサール条約湿地である出水ツルの越冬地及び蘭牟田池などの豊かな自然に恵まれているほか、出水麓や入来麓の武家屋敷群など魅力的な観光資源にも恵まれている。

これら北薩地域の「食」と「観光」の「宝」を活かして、北薩地域の観光情報発信、物産等を販売する観光物産展・フェア及び北薩地域の食材を活用したレストランフェアを開催し、北薩地域の県内外における認知度向上や、当該地域への誘客を促進する。

4 委託業務の内容

北薩摩振興推進協議会（以下「協議会」という。）が主催する次の(1)ア・イの 2 つのイベントに係る企画・運営を行う。

なお、いずれのイベントも「北薩摩（きたさつま）」の呼称を用いることとし、協議会構成員、協議会事務局（鹿児島県北薩地域振興局総務企画部総務企画課。以下「事務局」という。）及びイベント開催場所との調整により実施するものとする。

また、2 つのイベントに係る予算配分については、それぞれ半々程度を想定している。

(1) イベントの概要

ア 九州自動車道のサービスエリア（以下、S A という）における北薩摩観光物産展及び北薩摩フェアの開催

次の①北薩摩観光物産展は、②北薩摩フェアの開催期間中に同一の S A で行うこと。

① 北薩摩観光物産展

（ア）開催時期：令和 7 年 10 月頃

（イ）開催期間：2 日間（週休日等）

（ウ）場 所：宮原 S A（上り及び下り）
（熊本県八代郡氷川町）

（エ）テーマ：北薩の「食」・「観光」

（オ）ターゲット：鹿児島県民・県外客

（カ）実施内容

- a 「食」を中心とした北薩地域の食品、加工品の展示・販売（例：試食実施 等）
- b 観光案内スペースの設置（例：ポスターの掲示、パンフレットの配布）
- c 北薩地域への観光客増加につながるお買上げ抽選会
- d 観光客増加につながる企画
- e 事業者からの独自の企画

（キ）提案内容

- a 出店業者の選定方法又は選定案
- b 情報発信（ターゲット、媒体、回数等を明示すること）

- c 観光案内スペースの設置及び運営方法
- d 抽選会の実施方法
- e 観光客増加につながる企画案及び実施方法
- f 事業者からの独自の企画

② 北薩摩フェア

- (ア) 開催時期：令和7年10月頃
- (イ) 開催期間：1か月間程度
- (ウ) 場 所：宮原SA（上り及び下り）
（熊本県八代郡氷川町）
- (エ) テーマ：北薩の「食」・「観光」
- (オ) ターゲット：鹿児島県民・県外客
- (カ) 実施内容
 - a 「食」を中心とした北薩地域の食品、加工品の展示・販売
 - b 観光パンフレットの配布
 - c アンケート抽選
 - d 観光客増加につながる企画
 - e 事業者からの独自の企画
- (キ) 提案内容
 - a 出店業者の選定方法又は選定案
 - b 情報発信（ターゲット、媒体、回数等を明示すること）
 - c 観光客増加につながる企画案及び実施方法
 - d 事業者からの独自の企画

イ 城山ホテル鹿児島での「北薩摩フェア」

- (ア) 開催時期：令和8年1月～2月（予定）
- (イ) 開催期間：1か月間程度
- (ウ) 場 所：城山ホテル鹿児島 ホテル内和洋中華レストラン等（1か所以上）及びショップ
- (エ) テーマ：北薩の「食」（食材）・「特産品」
- (オ) ターゲット：鹿児島県民・県外客・インバウンド客
- (カ) 実施内容
 - a 北薩地域の食材を活用したレストランフェア
 - b 北薩地域の特産品の展示・販売
 - c レストランフェアについては、県外旅行客やインバウンドの宿泊者に北薩摩の食の魅力が伝わるような工夫をすること。
 - d 同フェアへの来場者増加及び北薩地域への観光客増加につながる企画
 - e 事業者からの独自の企画
- (キ) 提案内容
 - a レストランフェアの実施方法（食材リストの選定方法又は選定案等）
 - b 特産品の展示・販売の実施方法（出店業者の選定方法又は選定案等）
 - c 情報発信（ターゲット、媒体、回数等を明示すること）
 - d 事業者からの独自の企画

(2) 業務の内容

ア 実施計画書の作成

開催概要、実施体制、会場図面、当日のスケジュール、出席者、出展業者のリスト、抽選会企画、広報計画等を記載したものを提出すること。

イ イベント開催場所との調整・手続き

九州自動車道のＳＡ，城山ホテル鹿児島とのイベント実施に係る各種調整・手続きを行う。

(ア) 九州自動車道のＳＡにおける北薩摩観光物産展及び北薩摩フェア

a ブース設置における机，冷蔵（凍）庫等必要資材のレンタル申請

b 各種支払・精算

c 出店業者の選定・調整

(a) 出店業者は，北薩の「食」を切り口に客を取り込めるものとし，試食販売を実施できるものとする。

(b) 出店業者は５市町を代表する菓子，飲食物，農林水産物，農林水産物加工品等を展示・販売するものとする。出店業者の選定等については，管内の地域バランスに配慮するとともに，事前に協議会と協議すること。

(c) 観光ＰＲを実施するブースを設置すること。

(d) 出店業者への事前説明会を実施すること。

d 抽選会の企画・景品の選定

北薩地域への誘客へとつながるお買上げ抽選会を企画・実施する。協議会へ協議の上，抽選会の景品を手配する。

e 来場者向けアンケート

次年度以降の事業の参考とするため，より多くの来場客にアンケートに回答してもらえるよう，アンケート抽選による景品の充実など工夫すること。

※アンケート回答者数の目標：フェア期間内で 500 件程度

（北薩摩観光物産展（２日間）：200 件 その他のフェア期間：300 件）

f イベントに係る広報・宣伝

(a) 各イベントの広報用ポスター及びチラシをデザインし，印刷すること。なお，印刷後は別途指示する箇所に送付すること。

・ 写真素材等については，事前に協議会事務局に相談すること。

・ 印刷部数（１イベント毎） B２ポスター 600 枚，A４チラシ 4400 枚

(b) 事務局と協議の上，ポップ等を制作すること。

(c) SNS活用の外，効果的な広報・宣伝を行う。

(d) 特設サイトの作成

g 会場設営（出展ブース等の設置など）

イベント当日及び搬入・搬出日において，各日１人以上の現地監督職員を派遣しブース等の設営，イベント実施等についての監督及び搬入・搬出作業等を行う。

h イベント保険への加入

i 行政機関等への各種届出

イベント開催場所及び行政機関等に対して，イベントを行う際に必要な申請・届出を行う。

j 緊急時の対応業務

事故などの緊急時に対応できる体制を整えるとともに，不測の事態に対応する。

k 来場者及び出店業者へのアンケート作成，実施，分析

l 売上金の精算

出店者の物販等に係る売上金の一部を手数料として会場管理者へ支払う必要があることから，精算に係る一切の業務を行う。

(イ) 城山ホテル鹿児島における北薩摩フェア

協議会と城山ホテル鹿児島の「北薩摩フェア」の実施に当たり、次の業務を行う。

- a レストランフェアで使用する北薩地域の食材リストの作成
事務局、協議会構成員、ホテルと調整の上で作成する。
- b レストランシェフによる北薩地域の食材の産地視察に係る調整
(シェフの交通宿泊経費等の負担を含む)
- c フェアの効果的な広報・宣伝
 - (a) 広報用ポスター及びチラシをデザインし、印刷すること。なお、印刷後は別途指示する箇所に送付すること。
 - ・ 写真素材等については、事前に協議会事務局に相談すること。
 - ・ 印刷部数 B2ポスター 550枚、A4チラシ 3300枚
 - (b) 事務局と協議の上、ポップ等を制作すること。
 - (c) SNS活用の外、効果的な広報・宣伝を行う。
 - (d) 特設サイトの作成
- d 城山ホテル鹿児島が、北薩地域の食材を購入しやすくなるよう、仕入れに対する助成等を行う。
- e 同フェアへの来場者増加及び北薩地域への観光客増加につながる企画
- f 来場者及び城山ホテル鹿児島へのアンケート作成、実施、分析
※来場者へのアンケート回答者数の目標：フェア期間内で200件程度

ウ 実施報告書の作成

イベント終了後、速やかに実施状況をまとめた報告書（売上額、会場の様子が分かる写真、アンケート分析結果等）を作成の上、令和8年3月13日（金）までに電子データと共に提出する。

5 著作権等について

- (1) 本業務で制作された物（以下「制作物」という。）が第三者の著作権その他の権利を侵すものでないこと。
- (2) 成果物及び構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉、処理は受託業者が納品前に処理を行うこととする。
- (3) 本業務に関する著作権その他の権利は、全て北薩摩振興推進協議会に帰属する。
- (4) 北薩摩振興推進協議会は、制作物の一部について差替、削除及び追加の必要が生じた場合には、受託者又は受託者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (5) 北薩摩振興推進協議会は、制作物を他の広報物に使用できるものとする。また、協議会が認める場合には、受託者は、第三者による使用を了解するものとし、使用料がかからないこととする。
- (6) 上記(5)の場合において、受託者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受託者がその手続きを行うものとする。

6 その他留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、北薩摩振興推進協議会構成員及び事務局と十分に連携をとること。
- (2) 本業務に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は、委託者と受託者間で相互に協議を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。
- (5) 業務の進捗状況や経過について、委託者に定期的に報告するものとする。